平成２３年（フ）第５８８号
新潟市西区鳥原3662番地
債務者　西川美恵子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１４号
新潟市中央区新和２丁目１番３―1008号
債務者　坂井　眞弓
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８７号
愛知県犬山市羽黒字八幡東15番地の１　フォレストリバー101、住民票上の住所岐阜県多治見市姫町７丁目115番地の１アマ・デトワール306
債務者　西川　　操
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２８号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅147号
債務者　木村　通明
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４７号
愛知県丹羽郡大口町奈良子３丁目22番地　中棟西
債務者　土屋佐枝子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８５０号
大阪府貝塚市海塚３丁目21番13号
債務者　池本組こと　池本　克己
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５１号
大阪府貝塚市海塚３丁目21番13号
債務者　池本　　洋
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５６号
大阪府泉南市新家3365番地の258、前住所大阪府阪南市自然田466番地の89
債務者　坂田なつき
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５８号
大阪府岸和田市吉井町２丁目９番18号
債務者　中島小百合
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６１号
大阪府和泉市上町666番地の１―302、前住所大阪府和泉市葛の葉町１丁目４番37号
債務者　南　　清一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６３号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番３―201号
債務者　的場　直美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目６番24号
債務者　近藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７１号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1161番地の３スコーレ和泉中央1508
債務者　笹尾　佑二
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７３号
大阪府和泉市寺門町１丁目10番10号平和荘９号
債務者　地主園三郎
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７９号
大阪府和泉市唐国町３丁目５番７号
債務者　岸田麻紀子（旧姓西垣）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８２号
大阪府貝塚市名越648番地
債務者　川岸　吉彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８３号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番27―101号
債務者　市瀬　茂雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係